（前のページより続き）

○公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・国土交通**一）

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一二）

○子ども・子育て支援法等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**同**一三）

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**一四）

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境**一〇）

○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（**同**一一）

○防衛省の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する省令（**防衛**二）

〔告　示〕

○半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件（**総務・農林水産・国土交通**二）

○小学校学習指導要領の一部を改正する件（**文部科学**六〇）

○中学校学習指導要領の一部を改正する件（**同**六一）

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する件（**同**六二）

○平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件（**同**六三）

○平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（**同**六四）

○平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（**同**六五）

○平成二十七年度において司書及び司書補の講習を実施する件（**同**六六）

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**一五二）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**一五三）

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する件（**同**一五四）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（**同**一五五）

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（**同**一五六）

○厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件（**同**一五七、一七三）

○厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**同**一五八）

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（**同**一五九）

○厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（**同**一六〇）

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件（**同**一六一）

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（**同**一六二、一七七）

○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件（**同**一六三）

○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件（**同**一六四）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件（**同**一六五）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（**同**一六六）

○児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件（**同**一六七）

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**一六八）

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**一六九）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**一七〇）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**一七一）

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**一七二）

○児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（**同**一七四）

○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（**同**一七五）

○厚生労働大臣が定める送迎の一部を改正する件（**同**一七六）